

# ぐんま強化指定パラアスリートに 選出されたみなさまへ

～補助金の支給に関するご案内～

群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課

# はじめに

このたびはぐんま強化指定パラアスリートへの選出、おめでとうございます！

みなさんの更なる活躍を後押しするため、補助金の制度をご用意しています。

補助金支給の手続きについて、この資料にまとめましたので、ご一読いただき、競技活動を送る上で有効に活用いただけましたら幸いです。

また、大会等での好成績や、メディア・講演会・イベントへの出演などの社会活動等々、ご活躍された情報についてもぜひご報告をいただけるとありがたいです。

# 補助金支給の流れ

## ① 交付申請・交付決定

年間の計画（どんな活動にどれだけお金がかかる見込みか）を提出し、交付決定額（補助金の上限額）を決める。

## ② 実績報告

実際の活動やかかったお金を報告する。

## ③ 補助金の請求

②で報告したお金を補助金として県に請求する。

# ① 交付申請・交付決定

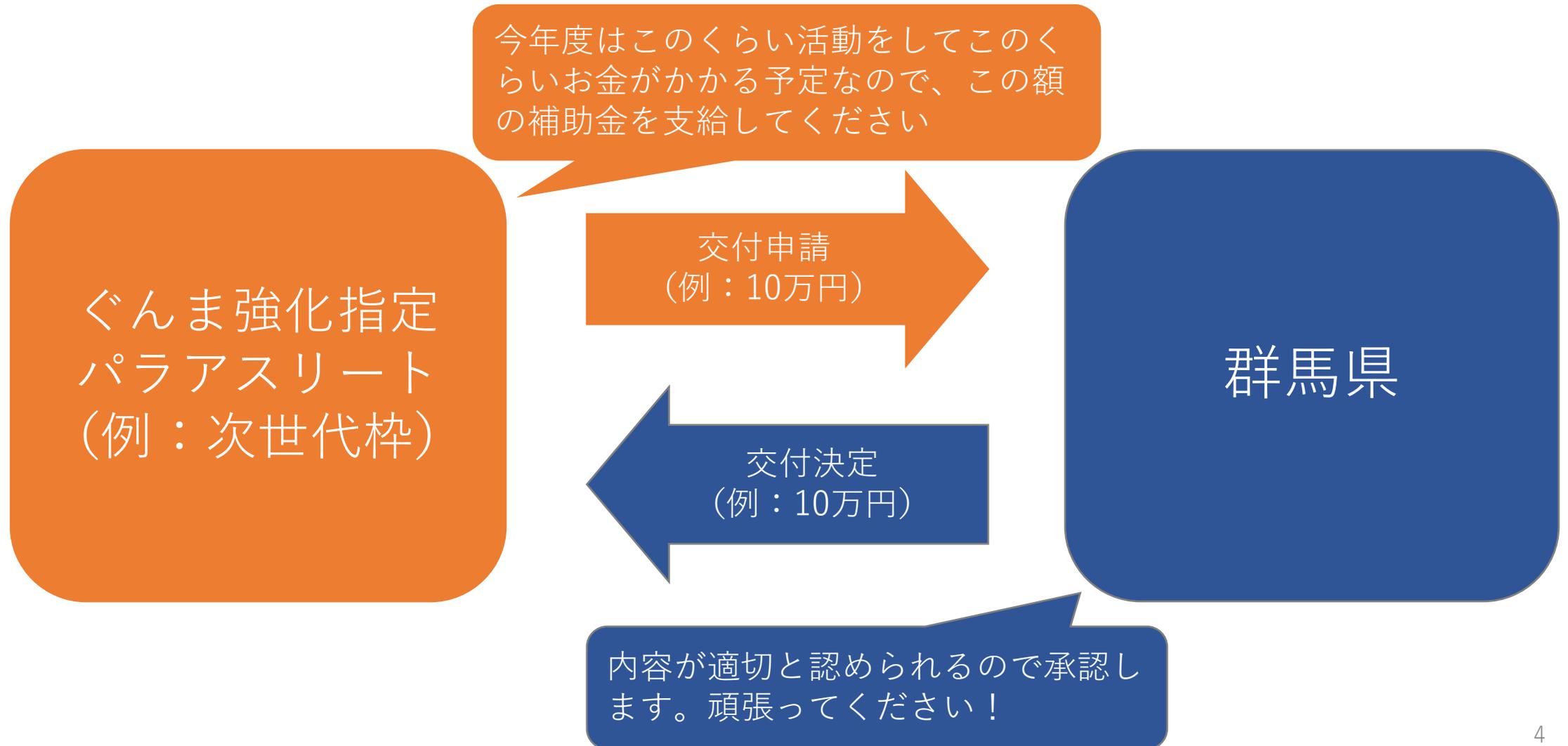
年間の活動計画を【様式1号】に整理して、電子メールで提出してください。活動計画に基づいて県が「交付決定額」を決めます。

（メールでの送付が難しい場合には、郵送・持参も受け付けます。）

## ※交付決定額とは

交付申請に基づいて、その人に支給できる補助金額の上限を定めること。選考区分ごとの上限額（トップ枠50万円・育成枠30万円・次世代枠10万円）の範囲内で定められます。

# ① 交付申請・交付決定



## ②実績報告

今年度の活動実績を【様式2号】に整理して、電子メールで提出してください。その際、支出の証明となる証拠書類（領収証等）もあわせて提出してください。

※証拠書類が大量の場合など、電子メールによる提出が難しい場合は、紙ベース（郵送・県庁への持参等）による提出も受け付けます。

紙ベースで提出する場合は、領収証等剥がれないようにしっかり貼り付けてください。

※県のセキュリティ上、zipファイルのあるメールは受信することができませんので御注意ください。

実績報告に基づいて県が審査をして、実際に支給する補助金の額を確定します。（交付決定額の範囲内）

## ③補助金の請求

②の実績報告に基づいて、交付決定額の範囲内で補助金を請求します。  
【様式3号】を電子メールで提出してください。

※【様式3号】は【様式2号】と一体になっています。②実績報告で【様式2号】を提出する際に、【様式3号】も一緒に提出してもらって構いません。

なお、②実績報告を確認して修正が必要になると、【様式3号】も修正が必要になる場合があります。その際は連絡させていただきますので、様式を修正の上、再度提出してください。

## ②実績報告

## ③補助金の請求

交付決定額どおりの  
請求をする場合

これだけ活動をしました。交付決定額  
どおり10万円を支給してください。

ぐんま強化指定  
パラアスリート  
(例：次世代枠)

実績報告・請求  
(例：10万円)

群馬県

額の確定・支払  
(例：10万円)

内容が適切と認められるので、  
補助金額を10万円に確定します。

## ②実績報告

## ③補助金の請求

交付決定額を下回る  
請求をする場合

10万円で交付決定を受けましたが、  
実際に活動してみたら8万円しか  
かかりませんでした。

ぐんま強化指定  
パラアスリート  
(例：次世代枠)

実績報告・請求  
(例：8万円)

額の確定・支払  
(例：8万円)

群馬県

内容が適切と認められるので、  
補助金額を8万円に確定します。

# 【注意】 交付決定額を上回る支給はできません

8万円で交付決定を受けましたが、実際に活動してみたら10万円かかってしまいました。次世代枠なので10万円もらえますか？

ぐんま強化指定  
パラアスリート  
(例：次世代枠)

実績報告・請求  
(例：10万円)

額の確定・支払  
(例：8万円)

群馬県

交付決定額を上回る支給はできません。  
交付決定額の8万円までの支給となります。

交付申請時点で不足がないよう、  
なるべくしっかりと見積もるようにしてください。

# 対象になる経費

## 競技活動に必要と明らかに認められる費用

- ・ 日々の練習や大会参加・遠征に係る交通費・滞在費・負担金  
(障害により単独での行動が困難な場合は、引率者の交通費等も対象)
- ・ 練習場所（体育施設やトレーニングジムなど）の使用料
- ・ 指導者への謝金・報酬
- ・ 競技用具・トレーニング器具・ウェア等の購入費用

**必ず領収証等の証拠書類を取得・保管していただくようお願いします。**

# 対象にできない経費

**競技活動に必要不可欠とは認められない費用**

**(競技活動をしていなくても日常で必要となるような費用)**

- ・ 飲料・食料品 (スポーツドリンクや補食も含む) の購入費用
- ・ 風邪や体調不良・自身の障害等による通院・治療・投薬
- ・ 雑多な日用品・消耗品 の購入費用  
(ウエットティッシュや絆創膏など)

# 対象にならない可能性がある経費

## 競技活動に必要なかどうかの判断がつきにくい費用

- ・ 整体・接骨院等への通院
  - ・・・競技のためのコンディショニングか？肩こりなどの治療ではないか？
- ・ 電化製品・電子機器（情報機器、健康家電等）
  - ・・・専ら競技にのみ使用するものか？私的に使用していないか？
- ・ 健康補助食品（サプリメント等）
  - ・・・単なる健康目的ではなく、競技力の向上に係るものか？
- ・ 遠征日程から数日経過したガソリン給油
  - ・・・専ら会場地の往復に使用したものか？私的に使用していないか？
  - ※ガソリン代を経費に含めたい場合は、原則として遠征日当日・もしくは遠征前後1日以内の給油をお願いいたします。

**事前にご相談ください！**

# 申請書・報告書等の送付先

群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課パラスポーツ係  
担当 片貝

## ○メールの場合

アドレス：選考結果通知に記載のとおり

## ○郵送の場合

住 所：〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1-1

群馬県スポーツ振興課パラスポーツ係 片貝 あて

# お問い合わせ先

## ○補助金に関するお問い合わせ

群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課パラスポーツ係

電話：027-898-3549

メール：申請書提出先アドレスと同様

## ○競技活動に関する御相談・活躍情報の報告

ぐんまパラアスリート支援ワンストップセンター相談窓口

<https://www.pref.gunma.jp/site/paraonestopcenter/189275.html>

QRコードからもアクセスできます→

